

**多治見駅南地区第一種市街地再開発事業
保留床取得者の公募について**

記

1. 再開発事業の概要

(1) 事業名 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業

施行地区の位置 多治見市本町1丁目、田代町1・2丁目、音羽町2丁目の各一部

施行地区の面積 約2.0ha

地域・地区 商業地域 防火地域 高度利用地区 駐車場整備地区

(2) 施設建築物の概要

敷地面積 約15,300㎡(宿泊施設敷地を除く)

延床面積 約48,100㎡(宿泊施設を除く)

規模等 商業業務棟：地上1～3階

住宅棟：地上29階、駐車場・駐輪場棟：地上5階

建物用途 住宅、商業業務施設、駐車場・駐輪場

開業予定 令和4年秋頃(予定)

2. 保留床の譲渡条件

(1) 譲渡部分

棟	階	区画番号	用途	専有面積㎡	配置
商業業務棟	1	1C-103	商業業務	390.48	別図参照
商業業務棟	3	1C-301	商業業務	248.01	
駐車場・駐輪場棟	1～5	1B-101	駐車場	13,103.03	
駐車場・駐輪場棟	1	1B-102	駐輪場	1,173.81	

* 配置を示す別図は、募集要項と合わせて組合事務所で配布します。

* 譲渡区画は、区分所有建物です。

* 敷地面積は約15,300㎡(宿泊施設用地を除く。)で、商業業務棟、駐車場・駐輪場棟及び住宅棟の全ての区分所有者の共有となります。

(2) 商業保留床の一体的運営に係る承認事項

- ・商業業務棟1階の保留床は、商業床所有者等で構成する組織(以下「商業床運営組織」という。)が借り上げ、その他の賃貸床と合わせて一体的に商業運営を行う予定です。

(3) 駐車場・駐輪場棟の譲渡条件について

- ・ 駐車場・駐輪場棟は、駐車場及び駐輪場一体での譲渡を前提とします。
- ・ 単独での取得希望の他、共有を前提にした複数者での取得希望を可とします。
(その場合、共有持ち分も併せてご提案ください。)

3. 保留床取得に必要な資格

- (1) 保留床の取得代金の支払が可能である収入又は資産を有する者、又は保留床取得代金の支払が可能となる床所有主体を確実に構成できる共同体であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団並びにその団体の構成員、及びその団体の構成団体の構成員でないこと。
- (3) 法人税及び市民税を滞納していないこと。
- (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 再開発ビル管理運営上、支障をきたす恐れがないと認められる者であること。

4. 募集要項の公開期間及び応募書類の提出場所

- (1) 公開日 令和元年8月6日(火)から8月20日(火)
- (2) 公開場所 多治見駅南地区市街地再開発組合掲示板及び再開発組合ホームページ
- (3) 応募期間 公開日の期間中

- (4) 応募場所 多治見駅南地区市街地再開発組合

(多治見市栄町1丁目6番地1 日章ビル7階)

- (5) 応募方法 募集期間内に、再開発組合に事前連絡の上、応募書類を持参ください。

(土、日および祝日は除く)

※郵送による応募の場合は簡易書留として下さい。

- (6) 応募書類 保留床取得希望の表明にあたり以下の書類を提出してください。

ア) 保留床取得申込書 (様式1)

イ) 会社等の概要 (様式2)

※上記様式は、応募期間内に再開発組合において配布いたします。

5. 保留床取得者の決定

4. (6) の応募書類の内容を踏まえ、再開発組合が令和元年8月30日の開催予定の理事会で審査し、総会において決定する予定としています。

6. 連絡先

多治見駅南地区市街地再開発組合事務局 担当者（細尾、田内）

〒507-0035

多治見市栄町1丁目6番地1 日章ビル7階

Tel 0572-21-0070

Fax 0572-21-0090

E-mail : tajimi-minami@eos.ocn.ne.jp

※本件に係る質問、連絡等は上記事務局までお願いします。

以上